

# 一般社団法人全日本テコンドー協会 契約処理規程

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、当法人の契約処理の基本となる事項を定める。

## (契約の原則)

**第2条** 契約は、次の方法によるものとする。

### (1) 競争入札

支出予定額が500万円を超え、かつ、仕様書又は設計書等（以下「仕様書等」という。）で全ての業務内容が決められており、契約金額のみが比較対象となる案件

### (2) プロポーザル

支出予定額が500万円を超え、かつ、仕様書等において全ての業務内容が決められていないもので、業務内容や契約金額等複数の要素が比較対象となる契約案件

### (3) 競争見積

前2号の定めにかかわらず、支出予定額が500万円以下場合、競争入札又はプロポーザルによらず、競争見積に代えることができる。

### (4) 随意契約

前3号にかかわらず、次の場合は随意契約とすることができる。

- ① 国、地方公共団体、公益法人、その他これらに準ずる団体との契約
- ② 不動産の賃貸借若しくは使用賃借又はリース取引に係る契約
- ③ 電気、ガス、水道等の供給契約及び電話加入契約
- ④ 損害保険契約
- ⑤ 契約の性質又は目的が競争入札を許さない場合の当該契約
- ⑥ 緊急を要するため競争入札によることができない場合の契約
- ⑦ 競争入札によることが不利となると認められる場合の契約
- ⑧ 外国で契約する場合の契約
- ⑨ 運送又は保管の契約
- ⑩ 競争入札又はプロポーザルを行い得ない特別な事由がある場合の契約

## (競争入札)

**第3条** 競争入札を行う場合は、別途、契約基準（入札参加資格、入札手続、落札者の決定等。以下同じ。）を作成のうえ、理事会の承認を得て、実施するものとする。

2 競争入札を実施する場合、原則として、2者以上の参加者を選定する。

#### (プロポーザル)

**第4条** プロポーザルを行う場合は、別途、契約基準を作成のうえ、常務理事会の承認を得て、実施するものとする。

2 プロポーザルを実施する場合、原則として、2者以上の参加者を選定する。

#### (競争見積)

**第5条** 競争見積を行う場合は、別途、契約基準を作成のうえ、常務理事会の承認を得て実施するものとする。

2 競争見積を実施する場合、原則として、3者以上の参加者を選定する。

#### (随意契約)

**第6条** 随意契約で行う場合であっても、同業他社から見積もりを取得し、比較検討するよう努めるものとする。

#### (責任者)

**第7条** 契約交渉の責任者は、専務理事とする。ただし、専務理事の承認を得て事務局長又は専門委員会委員長を契約交渉の責任者とすることができる。

2 契約書の署名者は、会長とする。

#### (透明性の確保)

**第8条** 当協会の役員、会員及び専門委員会の委員は、競争入札、プロポーザル又は競争見積の参加者もしくは随意契約の相手方を当協会に紹介することができる。この場合、当該紹介した者は、紹介した企業等との関係を当協会に開示しなければならない。かつ、紹介した企業等から紹介料その他名目の如何を問わず金銭その他経済的利益を得てはならない。

2 随意契約の相手方が当協会の役員、会員、審判、専門委員会及び特別委員会の委員その他当協会に関与している者並びにこれら者と密接に関係する者である場合、金額の多寡を問わず、理事会の承認を要するものとする。

3 本条に違反した者は、倫理規程第4条第6号の重大な違反とみなす。

#### (契約書)

**第9条** 契約を締結する場合は、目的、金額、履行期限その他の必要事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約の性質により契約書を作成する必要がないと認められる場合又は契約金額50万円以下の契約の場合は、請書をもって契約書に代えることができる。

#### (検収)

**第10条** 事務局長は、予め検収担当者を指名し、物品の購入契約及び役務の提供契約について、契約どおりに物品の引渡し及び役務の提供を受けたことを確認

する検査をさせなければならない。

- 2 検収担当者は、前項の検査の完了後、速やかに検収報告書を作成し、事務局長に提出するものとする。ただし、契約金額50万円以下の契約の場合は、納品書に署名押印をすることをもって検収報告書に代えることができる。
- 3 契約どおりに物品の引渡し及び役務の提供を受けていない場合、検収担当者は、その理由及び措置についての意見を検収報告書に記載するとともに、関係者と協議するものとする。

**(雑則)**

**第11条** この規程に定めるもののほか、契約の処理に関して必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

**附則**〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日においては、なお従前の例による。

**附則**〔平成29年5月12日改正〕

平成29年5月12日に成立した理事会みなし決議において承認された第2条から第11条の改正は、同日から施行する。